（条例第8条関係）

南総合センター使用許可申請書

太子町教育委員会様　　　　　　　　　　　　　　 　　　年　 　月　 　日

申 請 者　　　 　 ㊞

使用団体名

住 所

電話番号

南総合センターを使用したいので、太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の規定により、次のとおり申請します。尚、使用の際は、南総合センター使用関係諸規則を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 会 合 名 |  |
| 使用目的 |  |
| 人権学習 | 講演会・研修会・DVD研修・ワークショップ・講師依頼（有・無） |
| 使 用 日 |  年　 　 月　　 日　 （　　）曜日 |
| 使用時間 | 　（　　　　　） 時　　～　（　　　　）時 |
| 使用室名 | * ホール ・ 調理室 ・ 和室 ・ 会議室１ ・ 会議室２
 |
| 使用設備 | 冷房　・　暖房　 | ・イス　　 ・机　 ・ホワイトボード・音響機器 ・プロジェクター　・ピアノ　 ・調理器具 |
| 使用人数 | 　　　　　　　　　　人 | 駐車台数 | 　　台 |
| 使 用 料 | 人権についての学習を行い、人権意識の高揚や自己啓発を図る取組みを行う団体以外については、有料となります　　　 | 円 |
| なお、私（当団体）は、太子町暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者ではないこと及びこの使用は暴力団を利することとなる使用ではないことを確約します。また、太子町教育委員会がこの申請書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」）に提供したり意見照会すること、及び警察署長から得た情報を太子町の他の事務所又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。 |
| 南 総 合 セ ン タ ― 記 入 欄 | 受付印 |
|  |  |

[ 南総合センター使用者心得 ]

１ センター使用に関し、次の事項のいずれかに該当する場合は使用できません

（1）公序良俗に反する場合

（2）物品販売

（3）太子町暴力団排除条例第2条に規定する者

（4）施設備品を破損、減失するおそれがあるとき

（5）管理運営上支障があるとき

（6）その他教育委員会が適当でないと認めるとき

２ 使用者は次の事項を遵守してください

（1）使用時間内に準備、片付け、清掃を終えてください

（2）使用時に出たゴミは、各自で持ち帰ってください

（3）使用後は掃除、消灯、窓の施錠をお願いします

（4）センター内外に張り紙等をしないでください

（5）所定の場所以外での飲食や火気を使用しないでください（調理室のみ可）

（6）センター内はすべて禁煙です

（7）許可を受けた施設・備品以外の施設・備品を使用しないでください

（8）使用中は他の使用者に支障が生じないよう注意してください

（9）使用中に施設・備品を破損し、または減失したときは直ちに届け出てください

（10）靴は下足箱の下４段までに置き、スリッパは板フロアから使用してください

（11）自動車による来所者は、できるだけ多くの車が駐車できるよう配慮してください（西倉庫側より詰めて駐車してください。）

　＜注意＞

（1）南総合センターを使用する際に、人権についての学習を行い、人権意識の高揚や自己啓発を図る取組みを行う団体以外については、有料となります。

（2）次の場合は使用許可の取消しをすることがあります

　 ・使用規定遵守に反するとき

　 ・天災地変その他使用者の責に帰すことができないとき